

当協会の整体法実践の個人指導は、体育事業の一環で行なっております。公益社団法人整体協会で一定の技術の修めた者を「整体コンサルタント」として認許しております。

※当協会認定の整体コンサルタントは「指導室一覧」のページでご確認いただけます。

昨今、「野口整体」を掲げて類似の行為を行なっている方が見受けられますが、当協会の会員であっても、認許を受けていない(指導室一覧に掲載されていない)方の活動は、整体協会とは無関係ですので、ご注意ください。